

(お知らせ)

平成 28 年 7 月 27 日
日 本 放 送 協 会

指 名 停 止 措 置 の 解 除

平成 28 年 1 月 29 日付の株式会社NHKアイテックに対する指名停止措置について、本日までに同社から再発防止策の報告を受け、確実に実施していることを確認したため、同社に対する指名停止期間を 7 月 28 日までとしました。

【指名停止措置業者名】

株式会社NHKアイテック

【指名停止の期間】（変更後）

平成 28 年 1 月 29 日～平成 28 年 7 月 28 日（6 か月）

【指名停止の事由】

株式会社NHKアイテックが、社員による長期間にわたる巨額の不正行為を見逃し、国税局の調査で明らかになったこと、および、地上放送のデジタル化に伴う難視対策等の放送関連施設の工事や業務において不正行為を行ったことは、日本放送協会における取引停止等の措置基準にある「業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき」に該当する。